



# 関西大学法学研究所 第140回特別研究会

## マオリとアイヌの先住民族の権利

2017年

11月18日(土)  
13:00～17:00

関西大学千里山キャンパス  
児島惟謙館1階第1会議室



ニュージーランドの先住民族マオリとアイヌ——国連先住民族権利宣言を手がかりにしてこのセミナーでは、先住民族たるマオリとアイヌの歴史や現状を、国際法とりわけ2007年に国連総会で採択された先住民族権利宣言を中心に検討する。

マオリに関しては主として、ニュージーランド国内における同宣言の重要性を検討する。まず最初に、先住民族の権利と人権一般との関係を検討する。つぎに、「先住民族」(indigenous peoples)の定義に焦点を当てつつ、国際法上認められている先住民族の権利、すなわち民族自決権、土地や領域、資源に対する権利、平等権、そして文化享有権などについて検討する。そしてさらにニュージーランドに関する国際機関の動きを検討する。これらの検討を通じて、ニュージーランド法と裁判所を含む国内諸機関が、先住民族に関する国際法上の規範を近年より強く承認し、実施するようになってきていることを明らかにする。本報告に対しては、マオリ専門の人類学者・深山直子氏のコメントを予定している。

ついでアイヌに関しては、アイヌ民族が先住民族として認められた法的意義について検討する。2007年9月13日に国連総会において成立した先住民族権利宣言を、日本政府は採択には賛成したものの、アイヌの人々が「いわゆる和人との関係において、日本列島北部周辺、取り分け北海道に先住していたことについては、歴史的事実として認識しているが」、同宣言に先住民族の定義がないことから、アイヌの人々が宣言にいう先住民族であるかについて回答することは困難との見解を示していた。しかし、2008年6月6日、国会の衆参両院において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で可決されると、政府も「アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識」のもとに、総合的なアイヌ政策の確立に努めるとの内閣官房長官談話を発表した。ここで重要なのが「先住民族であるとの認識」である。政府は国会決議以前からアイヌの人々の先住性を「歴史的事実」として認めていた。したがって、「先住民族であるとの認識」には「歴史的事実」にとどまらない意義があるはずである。そこで本報告では、憲法学の視点からアイヌ民族が先住民族として認められた法的意義について検討する。

報 告

クレア・チャーターズ

ニュージーランド・オークランド大学法学部准教授  
2017年度法学研究所招へい研究員

落合 研一

北海道大学 アイヌ・先住民研究センター准教授

通訳  
コメントター

深山 直子

首都大学東京 都市教養学部准教授

※講演言語：英語  
通訳あり

司 会

角田 猛之

関西大学 法学部教授

※申込不要・参加無料

お問い合わせ先

関西大学研究所事務グループ

〒564-8680吹田市山手町3-3-35  
TEL:06-6368-0329 FAX:06-6339-7721  
E-mail :hogakuken@ml.kandai.jp